住所　千葉県市川市新井１丁目16番２号
張秋子　昭和22年９月19日生
住所　横浜市都筑区中川中央１丁目38番11－401号
金舜哲　昭和47年９月８日生
李順玉　昭和47年８月22日生
金裕花　平成14年５月４日生
金大輝　平成16年５月８日生
住所　神戸市灘区都通４丁目１番18－304号
金正浩　昭和58年２月19日生
金正熙　昭和61年１月４日生
住所　兵庫県西宮市甲子園七番町９番９号
嚴利枝　昭和44年12月24日生
住所　山口県岩国市三笠町２丁目６番18－２号
金石萬　昭和12年３月22日生
金三徳　昭和15年10月９日生
住所　山口県岩国市三笠町２丁目６番44－302号
金奈都子　昭和39年７月５日生
住所　東京都杉並区成田東３丁目３番20号
朴美奈子　昭和54年１月４日生
住所　広島市中区光南６丁目１番１－108号
徐伸行　昭和59年８月４日生

**○外務省告示第四百六十七号**

一　次に掲げる各国の政府は、平成十七年四月十三日にニューヨークで採択された「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

キプロス共和国　平成二十年一月二十八日
イタリア共和国　平成二十八年十月二十一日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

キプロス共和国　平成二十年二月二十七日
イタリア共和国　平成二十八年十一月二十日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

アラブ首長国連邦　平成二十年一月十日
キューバ共和国　平成二十一年六月十七日
ナミビア共和国　平成二十八年九月二日
ベトナム社会主義共和国　平成二十八年九月二十三日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

アラブ首長国連邦　平成二十年二月九日
キューバ共和国　平成二十一年七月十七日
ナミビア共和国　平成二十八年十月二日
ベトナム社会主義共和国　平成二十八年十月二十三日

（平成二十年一月二十九日付け、平成二十一年六月二十六日付け、平成二十八年九月八日付け、平成二十八年九月二十七日付け及び同年十月二十一日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年十二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第四百六十八号**

平成二十八年十一月二十五日にダルエスサラームで、円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の平成二十二年三月二十五日付けの交換公文に従ってタンザニア連合共和国政府に供与されることになった道路セクター支援計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がタンザニア連合共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、タンザニア連合共和国政府との間に行われた。

平成二十八年十二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第四百六十九号**

平成二十八年十一月二十九日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ポリオ感染拡大防止・撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億四百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十一月三十日まで
4　署名者

日　本　側　倉井高志在パキスタン大使
国際連合児童基金側　クリスティアン・ムンドゥアテ在パキスタン事務所副代表

平成二十八年十二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第四百七十号**

平成二十八年十一月十六日に東京で、マレーシア政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマレーシア政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億円
3　署名者

日　本　側　宮川眞喜雄在マレーシア大使
マレーシア側　ダト・スリ・ハジ・アーマド・プジ・ビン・ハジ・アブ・カハル　マレーシア海上法令執行庁長官

平成二十八年十二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第四百七十一号**

日露首脳会談の開催に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十八年十二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

一　山口宇部空港周辺地域

| 期間 | 平成二十八年十二月十五日午前八時から同日午後五時まで<br>平成二十八年十二月十六日午前八時から同日午後三時まで |
|---|---|
| 地域 | 山口県宇部市<br>明神町一丁目及び二丁目、岬町一丁目（二番から五番、十一番及び十二番）、岬町三丁目、八王子町、五十目山町二丁目（二番から八番）、草江町二丁目から四丁目、則貞四丁目から六丁目（二番から五番）、亀浦二丁目から五丁目、西岐波（ただし、大沢西交差点と西岐波四千三百七十番地四所在の「佐々木」方側近に位置する中国電力株式会社所有の電柱（山陽荘線52）を結ぶ国道百九十号線より南側の部分及び同電柱（山陽荘線52）から南東方約三百五十メートルに位置する中国電力株式会社所有の電柱（浜中線4B5）から南南東約百四十メートルに位置する西岐波大沢東の南端（北緯三十三度五十六分十四秒東経百三十一度十八分九秒）を順次に結んだ線より西側の部分に限る。）、沖宇部（ただし、国道百九十号線より南側の部分に限る。）<br>側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点。 |

二　大谷山荘周辺地域

| 期間 | 平成二十八年十二月十五日午前八時から平成二十八年十二月十六日午後二時まで |
|---|---|
| 地域 | 山口県長門市<br>長門市深川湯本二千二百七十番地先「湯本交差点」側近に位置する中国電力株式会社所有の電柱（湯本103）、長門市深川湯本所在の「湯本共同墓苑」の南端（北緯三十四度十九分二十七秒、東経百三十一度十分五十三秒）、同墓苑の南端から南東方約六百メートルに位置する中国電力株式会社所有の電柱（ユモト129左10）から南方約五百メートルに位置する中国電力株式会社所有の電柱（湯本134）、同電柱（湯本134）から西方約七百五十メートルに位置する中国電力株式会社所有の電柱（三ノ瀬14）、同電柱（三ノ瀬14）から北北西方約千二百メートルに位置する中国電力株式会社所有の電柱（俵山4　柿木原7）、及び右記中国電力株式会社所有の電柱（湯本103）を順次に結んだ線により囲まれた区域。 |